

# 特別支援学級における諸帳簿等について

令和5年3月 西部教育局

## □指導要録（特に「指導に関する記録」について）

➤A様式（いわゆる数値評価）かB様式（いわゆる記述式評価）かを確認してください。

【A様式…小学校又は中学校に準ずる教育がほぼ可能である児童生徒の場合（下学年適用も含む）】

※下学年適用の場合 → 適用した学年の評価規準に基づいて評価し、評定を記載します。

→ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄にその旨を記載します。

【B様式…知的障がいのある児童生徒が、知的障がい特別支援学校の教科等を取り入れて教育を行う場合】

## □出席簿・児童生徒名簿

## □就学支援関係書類

➤個人ファイルを作成し、過去の記録（経過）等が必要な時に確認できるようにしておきましょう。

□各市または西部町村就学支援委員会の審査資料（個人調査票、診断書、観察票 ←いわゆる3点セット）

□保護者の入級承諾書 □各市または西部町村就学支援委員会の審査結果

□各市町村（学校組合）教育委員会の就学決定通知 □校内就学支援委員会等の記録

※新就学児の就学決定通知は、申請した施設（園等）に届いています。当該教育委員会に確認し、写しを保存しておきましょう。

## □個別の教育支援計画

➤必ず作成してください。

・学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために作成します。

## □各教科等の年間指導計画

➤必ず作成してください。

・児童生徒が履修している各教科、領域等のすべてのものを作成します。

※単元名だけの題材配当表とは異なります。

【当該学年に準じた学習の場合や下学年適用の場合】

・学習時期、単元名、目標、学習内容、評価規準等の欄を設けましょう。

【知的障がい特別支援学校の各教科等を選択する場合】

・学習時期、単元名、目標（付けたい力）、学習内容等の欄を設けましょう。

※自立活動の年間指導計画も必要です。

※各教科等を合わせた指導の形態（生活単元学習、作業学習など）を取り入れる場合も、その年間指導計画が必要となります。また、各教科等を合わせた指導を行う場合においても、合わせて指導する各教科等の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行います。

※各教科等を合わせた指導を行う場合、授業時数を適切に定めることが大切です。関連する教科等を教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

※自立活動や各教科等を合わせた指導については、1年間を見通した計画が年度当初に立てにくい場合があります。

まずは、1学期分あるいは前期分を立てて、児童生徒の様子が変わってきてから、残りの計画を立てていく方法も有効です。また、指導内容等に変更があった場合は、見え消して修正しましょう。

➤各教科で採択されている教科書名を記載してください。

※適切に教科書を給与するために、児童生徒一人一人の「教科書給与リスト」等を別途作成しましょう。

個人ファイルに綴じた後、インデックスを付けると活用しやすくなり、業務改善にもつながります。



## □自立活動の個別の指導計画

➤必ず作成してください。

・自立活動の内容は、個々の児童生徒の実態に合わせて設定するため、個別の指導計画を作成します。

## □各教科等の個別の指導計画

➤必ず作成してください。

・当該学年及び下学年の学習を行う場合、年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加し、記入していく形式でも可能です。

## 【参考通知等】

◇「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

平成31年3月29日付 30文科初第1845号 文部科学省初等中等教育局長

◇「小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級指導要録について（通知）」

令和2年3月26日付 第201900338485号 鳥取県教育委員会教育長

◇「特別支援学級における適切な教科書給与について（通知）」

平成30年10月31日付第201800209448号 鳥取県教育委員会事務局小中学校課長 特別支援教育課長

◇「特別支援学級で使用する教科書（一般図書）の無償給与に関する一部訂正について（依頼）」

令和3年9月2日付第202100137953号 鳥取県教育委員会教育長

◇「特別支援教育の手引」令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会

◇西部教育局からのお役立ち情報「特別支援教育ほっと通信 指導要録の様式」令和5年2月 西部教育局

